

# まちづくり井手出荷者協議会(仮称)会員募集要項

## ■出荷者等について

自ら農林産物、農林産物加工品を生産・製造する方で、出荷者規約や関係法令その他を順守できる方を基本とします。

### (1) 出荷者

今回募集する出荷者は、井手町に住所がある若しくは井手町に田・畑を所有又は使用貸借する個人及び法人又はグループとします。

### (2) 出荷品

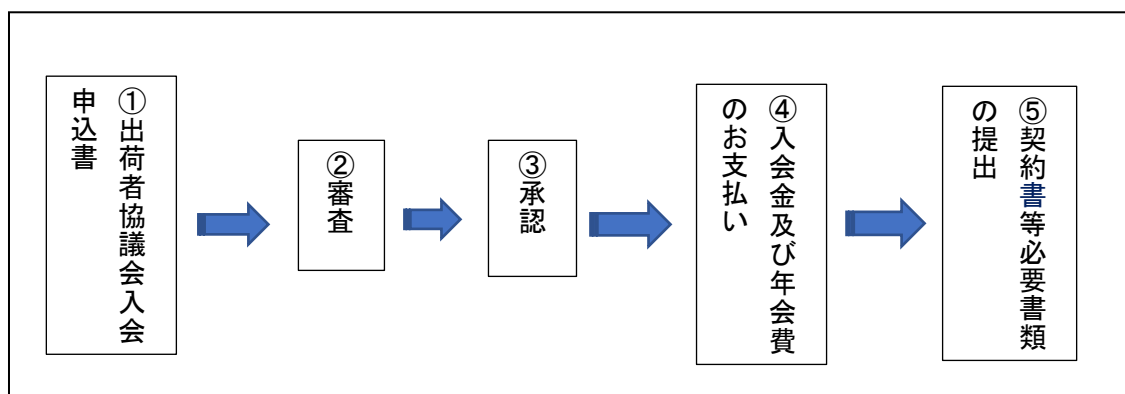
- ① 出荷者が生産した新鮮で安全安心な農林産物等及び製造、開発又は加工した商品であること。
- ② その他、運営予定者が認定したもの。

## 2 申込方法

- (1) 出荷申込を希望される方は、本出荷者協議会入会申込書を提出いただきます。審査承認後、入会金及び年会費をお支払いいただくとともに、出荷及び委託販売契約書、出荷計画表、その他必要書類を提出いただき、施設管理者と受委託契約を結ばせていただきます。

※年会費の納入時期、納入額(全額か月割りか等)については、協議会設立後、決定いたします。

- (2) 契約期間は毎年4月から翌年3月までの1年間とし、毎年度更新します。  
年度途中でも入会、退会いただくことができます。



### 【提出していただく契約書等必要書類】

- 出荷及び委託販売契約書
- 出荷者情報登録票
- 出荷計画表
- 農林産物出荷に係る関係法令遵守に関する確約書
- 個人情報の取り扱いに関する同意書
- その他必要となる書類

### 3 入会金及び年会費 入会金及び年会費は次のとおりとし、協議会活動に利用します。

	一般会員（町内）		その他会員 （町外）
	個人	法人等	
入会費	3,000円	5,000円	5,000円
年会費	3,000円	5,000円	5,000円

※施設の販売開始後の年会費については、途中入会の場合も当該年度分をお支払いいただくこととなります。

※JAなごやか市の出荷者協議会に加入の方は年会費を半額1,500円とします。

※グループの入会金及び年会費は別途規定します。

### 4 退会

本協議会を退会する場合は、協議会事務局へ1ヶ月前までに退会届を提出し、役員会の承認を経て手続きを行うものとします。

退会届の提出がなければ、毎年出荷者登録の継続を更新されます。

年度途中でも契約を解除いただくこともできますが、退会する出荷者が既に支払っている入会金及び年会費は返還いたしません。

## ■販売及び取引条件について

### 1 取引条件

#### (1) 販売手数料等

- ① 出荷いただける商品は「農林産物」「農林産物加工品・その他」に区分して取扱いすることとし、手数料は次のとおりとします。

区分	手数料（税込）
農林産物	16%
農林産物加工品・その他	21%

※ 手数料のうち1%は積立金とし、出荷者協議会の役員手当、販促活動、イベント開催、研修会等に充当します。

#### ② バーコード等発行費用

商品の表示（品名、生産者名、価格等）は、道の駅指定のバーコードで行うものとします。また、農林産物加工品には、表示ラベル（品名、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者名等を印字）も必要となりますので、「地域振興交流拠点施設（仮称）」備え付けのバーコード発行機を使って発行をお願いします。発行費用は次のとおりとなります。

すでに表示ラベル（JANコード）を持っている出荷者は、「地域振興交流拠点施設（仮称）」指定のバーコードを利用する必要はありません。

種類	出荷者が発行（税抜）	依頼発行（税抜）
値段バーコード	1円/枚	2円/枚
食品表示ラベル	2円/枚	4円/枚

- ③ 代金清算日は、毎月月末締めとし、販売手数料・バーコード発行費用・振込手数料等諸費用を控除した額を翌月15日に振り込みます。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとし、取扱い金融機関が休日の場合は翌営業日となります。
- ④ 取扱い金融機関は、原則として南都銀行本店・支店の金融機関となりますので、口座をお持ちでない方は開設をお願いします。その他の金融機関をご利用の場合は、振込手数料は、出荷者の負担とします。

## 2 販売管理

- (1) 運営予定者は、販売委託された商品の管理に十分注意いたします。ただし、万引きや自然災害等、運営予定者の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償をいたしません。
- (2) 商品に傷み、劣化、腐敗、安全性の懸念（残留農薬、有害物質汚染等）などの問題があると運営予定者が判断した場合、その商品を出荷者の了解なしに陳列棚から撤去することがあります。
- (3) POS システム  
POS システムによる販売管理を行います。POS レジを通過した商品のみを売り上げとして計上し、売り場における万引き・バーコードシールの剥がれ落ちなどによる、商品減耗は店舗の責任としません。

## 3 出荷・引き取り方法

- (1) 営業時間  
営業時間： 9時～18時（予定）
- (2) 商品搬入・陳列・補充
- ① 原則として搬入時間は開店時間の1時間前からとします。  
(ア) 搬入時間：午前8時～午前9時  
(イ) 追加補充：午前9時～午後5時（随時）
  - ② 運営予定者が指定した場所に出荷者が商品を陳列いただきます。運営予定者の指示なしに他の商品の移動や上に載せる等の行為は禁止します。
  - ③ 出荷時には出荷許可証の持参をお願いします。
  - ④ 商品には、バーコードラベル及び食品表示法に定める表示を貼付してください。
  - ⑤ 商品の搬入及び引き取りにつきましては、搬入口よりお願いします。
  - ⑥ 納入品が多い場合や同一品が多数の場合、売り場スペースの都合上やむを得ず納入制限することがあります。
  - ⑦ 売上数等の販売状況はメールでお知らせします。

### (3) 商品の引き取り

「販売期間表(限度日)」を基準とし、保存可能な商品を除き、売れ残った商品の引き取りについては、閉店時間の後 30 分間又は翌日納品時とします。

## 4 販売価格について

(1) 販売価格は最低 100 円とし価格の設定は 10 円単位で設定するものとしますが、他の類似品との価格に著しく均衡を欠く場合、運営予定者は価格の是正、商品の撤去をすることもあります。

(2) 施設管理者と出荷者が協議の上、値下げ販売を行うことができます。(検討中案)

※ 売価変更について 一度出荷した商品の値引きはできません。(弁当・惣菜・パンなどを除く)商品の引き取りをした後に、売価を変更して再出荷をすることは可能です。その際は新たにラベルを出していただくこととなります。

## 5 農産物等の農薬の使用と履歴

農産物等については使用農薬が適正で、安全性が確保された商品の出荷をお願いします。また、出荷していただく野菜等については、登録された出荷者(及びそのご家族)が生産したものに限りさせていただきます。(仕入れ等に基づく出荷は禁止です。)

(1) 「農薬取締法」を遵守して生産されたものに限ります。栽培に関して使用された科学的に合成された農薬等については、その使用履歴を記帳していただきます。(お客様等への問い合わせに適宜答えられるような条件を常に整えておくことが条件です。出荷ごとに「栽培履歴」等を提出していただく必要はありません。)

## 6 加工品等の品質表示

(1) 加工品の出荷は品質表示のある場合に限ります。

※加工品の販売には、次のような表示が必要です。(食品衛生法)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 品名</li><li>2. 原材料名(製品に占める割合の多い順に記載)、調味料、着色保存料</li><li>3. 原料生産地</li><li>4. 内容量(グラム、ミリリットル等の単位を付けて表示)</li><li>5. 賞味期限または消費期限</li><li>6. 保存方法(保存温度〇度以下、開封後要冷蔵など)</li><li>7. 製造者及び販売者(氏名・住所等、法人名・代表者名)</li><li>8. 商品によっては、食物アレルギー表示、栄養成分表示が必要です。</li></ol> |
|---|

(2) PL 法への対応

① 加工品は製造物責任法(PL 法)の対象になります。製造物の欠陥による被害に対し製造者は責任を負わなければなりません。

- ② 加工品出荷者は、事前に必要書類を提出してください。

製造許可書コピー、PL保険加入証コピー など

## 7 事故・クレーム

(1) 販売した商品の事故・クレーム処理については、次のとおりとします。

- ① 事故・クレームに関しては、原則として運営予定者が対応します。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合は、出荷者が解決するものとします。
- ② 費用請求があった場合は、事故の原因により出荷者に負担を求めることがあります。

## 8 出荷停止・登録の抹消

(1) 出荷の停止

運営予定者は、次に該当する場合、出荷者を出荷停止にすることがあります。なお、出荷停止期間は出荷者が改善策を提示し、運営予定者、出荷者協議会が承認するまでとします。

- ① 出荷した商品に明らかな欠陥（腐敗、量目不足、粗悪品等）があった場合
- ② 事故・クレームが発生した場合
- ③ 虚偽表示をした場合
- ④ 陳列に関し、秩序やルールを守らない場合
- ⑤ 販売残品に関し、適切な処理をしない場合

(2) 登録の抹消

運営予定者は、次に該当する場合、出荷者の登録を抹消できることとします。

- ① 前項にあたる行為を繰り返し行った場合
- ② 信用を無くすような行為を行った場合

※出荷者は、出荷停止・登録抹消を受けたときは、延滞なく商品を撤収することとします。この場合、出荷者は、運営予定者に対し損害賠償、その他の請求を行うことができません。

### ●出荷者募集要項の承認について

出荷者申込書の提出をもって、出荷募集要項に記載された全項を承認されたものといたします。

### ●紛争が生じたときの対応

運営予定者と出荷者、お客様、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

### ●個人情報の取り扱いについて

運営予定者は、申込書に記載した情報は適切に管理し、出荷申請者から同意いただいている場合や法令に基づき開示請求された場合など正当な理由がある場合を除き、出荷申請者の個人情報を第三者に提供・開示いたしません。

## お問い合わせ

地域振興交流拠点施設開業準備委員会（井手町商工会内）

京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3

TEL 0774(82)4073 FAX 0774(82)5410

Email [ide-sci@kyoto-fsci.or.jp](mailto:ide-sci@kyoto-fsci.or.jp)

井手町役場 地域創生推進室

京都府綴喜郡井手町井手南玉水67

TEL 0774(82)6170 FAX 0774(82)5055

Email [sousei@town.ide.lg.jp](mailto:sousei@town.ide.lg.jp)